入 札 公 告 の 訂 正

次のとおり訂正いたします。

令和８年 10 月 21 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 小森 康正

１ 公告日
令和８年 10 月 13 日

２ 案件名
宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

３ 訂正内容
（１）入札参加資格の訂正
入札公告のうち、「３ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」について、【訂正前】の事項を【訂正後】のとおり訂正する。

【 訂 正 前 】
（３）令和７・８年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「電気工事」でＣ若しくはＤ等級に格付けされている者、または、令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＢ、Ｃ若しくはＤ等級に格付けされ、「九州・沖縄地域」での競争参加資格を有する者であること。
【 訂 正 後 】
（３）令和７・８年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「電気工事」、「土木工事」及び「建築工事」でＣ若しくはＤ等級に格付けされている者、または、令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＢ、Ｃ若しくはＤ等級に格付けされ、「九州・沖縄地域」での競争参加資格を有する者であること。

（２）低価格調査に係る記載の追加
入札公告のうち、「５ その他（７）落札者の決定方法」について、下記【訂正前】の事項を【訂正後】のとおり訂正する。

【 訂 正 前 】
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
【 訂 正 後 】
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札額が予算決算及び会計令第 85 条の規定に基づき設定された低入札価格調査基準に該当することとなったときは落札者の決定を保留し、予算決算及び会計令第 86 条の１項の規定に基づき調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。このとき、低入札価格調査対象となる入札を行った者は、事後の調査に協力する義務を負うものとする。
なお、低入札価格調査の結果によっては、予定価格範囲内の最低価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする場合がある。

別紙８

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿
　（会計第二係　経由）

入札関係書類受領書

入札案件名	宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事	
入札参加方式 （いずれかに〇）	調達ポータル	紙入札
受領した関係書類	入札説明書	工事仕様書
受領年月日	令和　　年　　月　　日	
会社名		
担当者名		
電話番号		
Ｅｍａｉｌ		

※　急な仕様の変更や、質疑書の回答等に利用させていただきます。

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 10 月 13 日
　支出負担行為担当官　　宮崎労働局総務部長　小森 康正

1　競争入札に付する事項

件　　名	宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事
仕　　様	工事仕様書及び入札説明書等による
工事期限	契約成立日から令和９年３月末日迄
工事場所	宮崎労働局（宮崎市橘通東３丁目 1-22） 小林公共職業安定所（小林市細野 367-5） 日南労働基準監督署（日南市戸高１－３-17）
入札方法	最低価格落札方式による。 入札金額は、総価を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「電気工事」でC若しくはD等級に格付けされている者、または、令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のB、C 若しくはD 等級に格付けされ、「九州・沖縄地域」での競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札書類提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア　厚生年金保険　　イ　健康保険（全国健康保険協会が所掌するもの）　ウ　船員保険
エ　国民年金　　オ　労働者災害補償保険　　カ　雇用保険
注）各保険料のうち、オ及びカについては、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る）こと。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(9) 過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
※ 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

3　調達ポータルの利用

本入札は、調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/）で行う。なお、当該システムによりがたい者は、事前に書面で支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

4　入札関係書類

(1) 配布場所・担当

〒880-0805　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番 22 号　宮崎合同庁舎５F

宮崎労働局総務部総務課　　担当：会計第二係　（℡ 0985－38－8820）

(2) 配布期間

令和８年 10 月 13 日（火）９時 00 分から令和８年 10 月 30 日（金）17 時 00 分まで

（但し 12 時 00 分～13 時 00 分の間、及び土・日曜日・祝祭日は除く）

(3) 現場確認の日時及び場所

上記（1）へ事前連絡のうえ、応札予定者と現地担当者にて調整する。

(4) 入札申込書等（証明書等）提出期間

令和８年 10 月 23 日（月）９時 00 分から令和８年 10 月 30 日（金）17 時 00 分（必着）

（但し 12 時 00 分～13 時 00 分の間、及び土・日曜日・祝祭日は除く）

(5) 入札書提出期間

令和８年８月 23 日（金）９時 00 分から令和８年 10 月 30 日（金）17 時 00 分(必着)

（但し 12 時 00 分～13 時 00 分の間、及び土・日曜日・祝祭日は除く）

(6) 開札の場所及び日時

場所　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番 22 号　宮崎合同庁舎 5F

宮崎労働局総務部総務課　会議室

日時　令和８年 11 月２日（月）　９時 00 分

5　その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金はこれを免除する。

(3) 入札者は、提出書類に関し支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 契約書作成の方法

原則、契約書の締結は電子契約によること。なお、当該システムによりがたい者は、事前に書面で支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙契約方式に変えることができる。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 落札結果の公表

落札価格等の落札結果については公表することとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

以　上

入 札 説 明 書

宮崎労働局労働基準部ほか2庁舎LED化工事

本案件は、調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/）を使用した応札及び入開札手続きを使用するものとする。

ただし、当該システムによりがたい者は、事前に支出負担行為担当官に書面による申し出の上、紙による従来の応札及び入開札手続きができる。

宮　崎　労　働　局

1　契約担当官等

支出負担行為担当官　宮崎労働局　総務部長　小森 康正

所　　在　　地　宮崎市橘通東３－１-22　宮崎合同庁舎５階

2　競争入札に付する事項（調達内容）

(1) 調　　達　　名　宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

(2) 工　事　内　容　宮崎労働局、小林公共職業安定所及び日南労働基準監督署における庁舎内の照明を LED 化する工事

(3) 工事内容の仕様等　別添の仕様書等による。

(4) 工　事　期　限　契約成立日から令和９年３月 31 日迄

(5) 工　事　場　所　宮崎労働局労働基準部（宮崎市橘通東３丁目 1-22）
小林公共職業安定所（小林市細野 367-5）
日南労働基準監督署（日南市戸高１－３-17）

(6) 入　札　方　法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

② 入札者は、業務内容の本業務価格のほか業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(1) 入札保証金及び契約保証金　　免除

3　競争入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和７・８年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「電気」でＣ若しくはＤ等級に格付けされている者、または、令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＢ、Ｃ若しくはＤ等級に格付けされ、「九州・沖縄地域」での競争参加資格を有する者であること。

(4)　次の各号に掲げる制度が適用される物にあっては、この入札書類提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険　　イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ　船員保険　　エ　国民年金　　オ　労働者災害補償保険　　カ　雇用保険

注）各保険料のうち、オ及びカについては、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る）こと。

(5)　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7)　厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(8)　過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(9)　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10)　その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

4　入札について

(1)　入札等は、調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/）で行う。ただし、当該システムによりがたい者は、事前に「電子入札案件の紙入札方式での参加について（紙入札業者用）」（別紙６）により申し出た場合に限り紙入札に変えることができる。その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(2)　本件に係る関係書類を受領したものは、「入札関係書類受領書（別紙８）」を下記５（３）まで速やかに提出しなければならない。

(3)　入札にあたっては、本説明書、別紙「仕様書」等を熟読のうえ、入札書を提出すること。

(4)　入札の参加にあたっては、所定の書類を決められた日時までに提出しなければならない。提出された書類は当局において審査し、上記競争参加資格を有すると判断された者のみ入札に参加できるものとする。

(5)　この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5　証明書等（入札参加申込書等）の提出について

(1) 提出書類及び提出方法

①　調達ポータルを利用する場合

提出書類	提出方法
・全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し ・労働保険料等納入証明書（別紙 1 又は入札提出期限の直近２保険年度の滞納の有無が確認できるもの） ・社会保険料納入証明書又は社会保険料の領収書の写し（入札書提出期限の直近２年間分の滞納の有無が確認できるもの） ・暴力団等に該当しない旨の「誓約書」（別紙２）「役員一覧」（別紙３）（「役員一覧」は法人事業所のみ） ・自己申告書（別紙４）	スキャナ等により電子データ化したものを調達ポータルにより送信すること。

②紙入札方式による場合

提出書類	提出方法
上記①に加えて ・委任状（紙入札業者用）（別紙５）（委任する場合） ・電子入札案件の紙入札方式での参加について（紙入札業者用）（別紙６）	持参もしくは郵送（書留等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。郵送の場合は事前に下記５(３)あて連絡の上、郵送すること。

(2) 提出期限

令和８年 10 月 23 日（金）９時 00 分から令和８年 10 月 30 日（金）17 時 00 分まで

（ただし、持参の場合は土日並びに 12 時 00 分～13 時 00 分を除く）

期限内に提出しなければ、本件調達に係る入札に参加できない。

(3) 提出場所（郵送・持参の場合）

〒880-0805　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番 22 号　宮崎合同庁舎５階

宮崎労働局総務部総務課　会計第二係

電話 0985 - 38 - 8820　　mail: miyazakikaikei@mhlw.go.jp

6　入札書等の提出について

(1) 提出書類及び提出方法

①　調達ポータルによる参加業者

提出書類	提出方法
・入札書(書面による提出は不要) ・工事費内訳書（任意様式） それぞれの工種に係る数量、単価、金額を表示し、氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに住所及び工事名を記載の上押印したもの。	入札書については、調達ポータルに入札金額を登録することとし、書面による提出は不要である。 工事費内訳書は、スキャナ等により電子データ化したものを調達ポータルにより送信すること。 通信状況により提出期限内に調達ポータルに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって送信すること。 何らかの不具合で送信できない場合は、提出期限までに上記５(３)に必ず連絡すること。連絡のない場合は入札を辞退したものとして取り扱う。

②　紙入札方式による参加業者

提出書類	提出方法
・入札書（紙入札業者用）（別紙７） ・工事費内訳書（任意様式） それぞれの工種に係る数量、単価、金額を表示し、氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに住所及び工事名を記載の上押印したもの。	提出は原則直接持参とする。郵送する場合は、二重封筒とし、書留郵便等配達記録が残るものにより郵送すること。この場合、事前に上記５(３)に連絡すること。提出期限までに提出（郵送の場合は到着）しなかった場合は無効とする。 入札書と工事費内訳書はホッチキス留めして封筒に封入すること。提出する封筒には宛名（「宮崎労働局支

	出負担行為担当官殿」と記載)、調達件名(「都城労働基準監督署署長室及び事務室空調機新設工事」)と記載、氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。

(2) 提出期限

令和８年 10 月 23 日（金）９時 00 分～令和８年 10 月 30 日（金）17 時 00 分まで

(ただし、持参の場合は土日並びに 12 時 00 分～13 時 00 分を除く)

(3) 提出場所（郵送・持参の場合）

上記５(3)に同じ

(4) その他の留意事項

① 提出した入札書の引き換え、変更及び取消は認めない。

② 入札書の金額は訂正することはできない。

7　その他

(1) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなった者の提出した入札書は無効とする。

(2) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取りやめる事がある。

(3) 代理人による入札

① 代理人が調達ポータルにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、開札時までに別紙５の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

8　開札

(1) 開札の日時及び場所

日時　令和８年 11 月２日（月）　９時 00 分

場所　宮崎県宮崎市橘通東 3-1-22　宮崎合同庁舎５階

宮崎労働局総務部総務課会議室

(2)　再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第 82 条の規定による再度入札又は予決令第 92 条の規定による再度公告入札若しくは予決令第 99 条の 2 の規定による随意契約を行うことがある。なお、予決令第 82 条の規定による再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。また、調達ポータルにおいては、再度入札通知書に示す時間までに再度の入札を行うものとする。

9　落札者の決定

最低価格落札方式とするが、以下について留意すること。

(1)　本入札説明書６に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって本入札説明書３の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2)　最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

(3)　落札者となるべき同価格の入札をした者が２以上あるときは、調達ポータルの電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

(4)　落札者が決定した時は、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭及び調達ポータルの開札結果の通知書により通知するものとする。

(5)　落札結果については公表する。

10　契約書の作成

(1)　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、別途指示される方法により遅滞なく契約書を作成し、これを取り交わすものとする。

(2)　原則、契約書の締結は電子契約によるものとする。ただし、当該システムによりがたい者は、事前に「電子契約案件の紙契約方式での締結について（紙契約業者用）」（別紙 12）により申し出た場合に限り紙契約に変えることができる。なお、契約書に係る収入印紙は、契約の相手方が負担する。

(3)　紙契約により契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記入押印し、さらに支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれを記入押印ものとする。

(4)　紙契約の場合において支出負担行為担当官が記入押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

(5)　紙契約の場合、支出負担行為担当官が契約の相手方とともに記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11　その他

(1) 入札等に関する質疑及び回答について

仕様の内容によっては表現しづらい部分もあるため、入札書提出までには疑義等を全て解消しておくこと。質疑等がある場合には、「質疑書」（別紙９）により令和８年 10 月 23 日(金)17 時 00 分までに上記５（３）に提出すること。

重要な質疑に対する回答は、「入札関係書類受領書」（別紙８）を提出した者すべてに対して、当局から TEL 等により通知する。

(2) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 支払条件

業務の履行が行われ、検査職員による検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日から、30 日以内に契約金額を支払う。

(5) 入札説明会

本入札についての入札説明会は、実施しないものとする。

(6) 現場説明会

現場説明会は実施しない。

(7) 障害発生時及び調達ポータル操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク　0570-000-683（ナビダイヤル）／03-4332-7803（IP 電話等をご利用の場合）
受付時間　平日　 9 時 00 分～17 時 30 分
URL：https://www.p-portal.go.jp/

(8) その他

① 参加申込後の辞退については、「辞退届」（別紙 10）を提出すること。

② 落札者は、落札決定日以降すみやかに、「法令遵守に関する申出書」（別紙 11)、「誓約書」（原本)、「火災保険加入証書」等の指定書類を提出すること。

③ 入札参加者は、工事仕様書、入札説明書等を熟読し、内容を承認の上、参加すること。

④ 入札した者は、入札後、この入札説明書及び工事仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることは出来ない。

別紙２

誓　　約　　書

□　私
□　当社
は、 下記１及び２のいずれにも該当しません。 また、 将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2　契約の相手方として不適当な行為をする者
(1)　暴力的な要求行為を行う者
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官　宮崎労働局総務部長　殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

社名及び代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。
※　法人の場合は役員一覧を添付すること。

別紙３

役　員　一　覧

令和　　年　　月　　日現在

役　職　名	氏　名	生年月日

別紙４

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

３　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

４　前記１から３について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）
商号又は名称
代表者氏名

別紙５

委　　任　　状（紙入札業者用）

令和　　年　　月　　日

所在地
受任者　　商号又は名称
代理人氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記事項の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

（委任事項）　宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿

競争入札参加者

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名

別紙６

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名

電子入札案件の紙入札方式での参加について（紙入札業者用）

貴部局発注の下記入札案件について、調達ポータルを使用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を申し込みいたします。

記

１　入札案件名　　宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

２　調達ポータルでの参加ができない理由
（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため。

備考　提出の際は、資格審査結果通知書（写）を添付すること。

別紙７

入　　札　　書（紙入札業者用）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
（代理人の氏名）

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に従って履行するものとして、下記のとおり提出します。

入札案件名　：　宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

金額

（消費税抜き）

電子くじ番号

※電子くじ番号欄には、落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の３桁を必ず記載すること。

上記のとおり入札いたします。

（注）

１．　金額は算用数字で表示し、あたまを￥でとめること。

２．　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する額を入札書に記載すること。

別紙８

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿
　（会計第二係　経由）

入札関係書類受領書

入札案件名	宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事	
入札参加方式 （いずれかに〇）	調達ポータル	紙入札
受領した関係書類	入札説明書	工事仕様書
受領年月日	令和　　年　　月　　日	
会社名		
担当者名		
電話番号		
Ｅｍａｉｌ		

※　急な仕様の変更や、質疑書の回答等に利用させていただきます。

別紙９

質　疑　書

（令和８年 10 月 23 日(金)17 時 00 分まで必着）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

入札案件名　　宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

番号	質疑内容	回答

別紙 10

辞　退　届

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
代　理　人

この度、下記件名につき御辞退申し上げます。

件　　名　　宮崎労働局労働基準部ほか 2 庁舎 LED 化工事

別紙 11

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　小森 康正　殿

請負者
住　所

氏　名

法令遵守に関する申出書

宮崎労働局労働基準部ほか 2 庁舎 LED 化工事　に係る契約を履行するに当たり、労働基準関係法令及び職業安定法令の規定に違反する事実がないこと、また、今後も関係法令を遵守することを申し出ます。

なお、労働基準関係法令及び職業安定関係法令の規定に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

別紙 12

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　宮崎労働局総務部長　小森 康正　　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名

電子契約案件の紙契約方式での締結について（紙契約業者用）

貴部局発注の下記契約案件について、調達ポータルを使用して契約の締結ができないので、紙契約方式での締結を申し込みいたします。

記

1　入札案件名　　宮崎労働局労働基準部ほか 2 庁舎 LED 化工事

2　調達ポータルでの参加ができない理由
（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため。

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

工　事　仕　様　書

1　工事名称　　宮崎労働局労働基準部ほか2庁舎LED化工事

2　工事場所　　（１）宮崎労働局（宮崎市橘通東３丁目1-22）

（２）小林公共職業安定所（小林市細野367-5）

（３）日南労働基準監督署（日南市戸高１－３-17）

3　工事期間　　契約成立日から令和９年３月末日まで（可能な限り早く）

4　工事内容　　（１）宮崎労働局労働基準部における照明をLED化する工事　　一式

（２）小林公共職業安定所の照明をLED化する工事　　一式

（３）日南労働基準監督署の照明をLED化する工事　　一式

（４）上記に付帯する工事　　一式

5　一般事項

(1)　入札書提出前に必ず下見、測量等を行ったうえで、工事費の積算をすること。

なお、上記の工事費のほか、工事に伴う資材、処分費用等のすべての費用を見積に含めること。

(2)　工事での発生材は受注者側の責任及び費用負担で適切な方法で廃棄処分を行うこと。

(3)　原則、電気、水道使用料等の費用について当局が負担することとするが、大量に使用する場合は、別途協議して決定する。

(4)　騒音を発する工事など閉庁日に行うべき工事がある場合には、事前に日程調整等を行うため、宮崎労働局総務部総務課会計第二係（担当者：藤原）と協議を行うこと。

(5)　工事施工前に「工程表」及び「工事施工内容がわかる書類及び図面」を提出すること。

(6)　工事施工の前、途中、施工後の写真撮影を行い、工事完了後は工事完成届、竣工図（完成図）等を提出すること。（マニュフェストの写し等、産廃施設への持ち込み時の写真を含む。）

(7)　上記以外のことについては、原則、現地担当者と協議をすること。

6　工事に係る仕様

(1)　照明のLED化にあたり、特定のメーカーが製造する製品等は指定しないが、公共施設の事務室にふさわしい外観となるものとする。

(2)　取り替えにより不要となったものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理すること。

(3)　各庁舎における照明配線図は別添参照（別添１は宮崎労働局、別添２は小林公共職業安定所、別添３

は日南労働基準監督署)。

なお、日南労働基準監督署１階における一部照明（４箇所）については、令和３年 11 月に蛍光灯の故障により、既に LED 化が済んでいる（別添３の桃色の箇所)。

7　請負業務について

(1)　請負によって生ずる権利及び義務は、第三者に譲渡又は継承してはならない。

(2)　請負業務に関する秘密は漏らしてはならない。

(3)　本仕様書等に記載された事項を履行しないときは、契約解除又は損害賠償等の責を受けても異議申立はできない。

(4)　請負業務が終了したときは、当局の指定する検査職員の検査を受け、その検査に合格した時をもって完了とする。

(5)　請負業務が完了するまで善良な管理者としての注意をもって作業に当たると共に、当該物件の維持保全に努めなければならない。

なお、本作業中に、当局又は第三者に及ぼした損害については、請負業者において、一切の責任をもって処理することとし、当局に対してその費用を請求することはできない。

8　その他

(1)　請負業務に当たって疑義が生じた場合には、当局職員又は監督職員の指示を受けること。

(2)　検査の時期は、当局が工事完了の通知を受理した日から 10 日以内とする。

(3)　工事仕様書等に定めのない事項については、必要に応じ協議すること。

(4)　工事の施行に当たっては、安全衛生法令等の関係法法令を遵守し、安全対策を徹底すること。

(5)　着工から工事目的引き渡しまでの間（完成から７日間まで）火災保険に加入すること。

(6)　下請を行う際には、下請人からも下記９の提出書類の②～⑥及び⑬を提出させること。

9　提出書類

［入札関係受領書提出時］

①入札関係書類受領書

②労働保険料納入証明書

※資格審査結果通知書に記載されている事業場所所在地を管轄する労働局又は労働基準監督署で　証明を受けること。なお、労働保険料納入証明書は各労働局により名称及び様式が異なるので、管轄する労働局又は労働基準監督署に確認をすること。

③社会保険料納入証明書

※申請書は日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）より取得可能。

※上記２つの納入証明書については入札書提出期限の直近２年間分の領収書でも可。

④誓約書

⑤役員一覧（法人のみ）

⑥自己申告書

⑦電子入札案件の紙入札方式での参加様式（紙入札業者のみ）

⑧委任状（紙入札業者のみ）

［入札時］

⑨入札書

⑩工事費内訳書

［契約締結時］

⑪電子契約案件の紙契約方式での締結について（紙契約業者のみ）

⑫工事請負契約書

⑬法令遵守に係る申出書

⑭工程表を含む施工計画書

⑮火災保険加入証書、工事完成を保証する制度加入の写し

［業務完了時］

⑯工事完了届

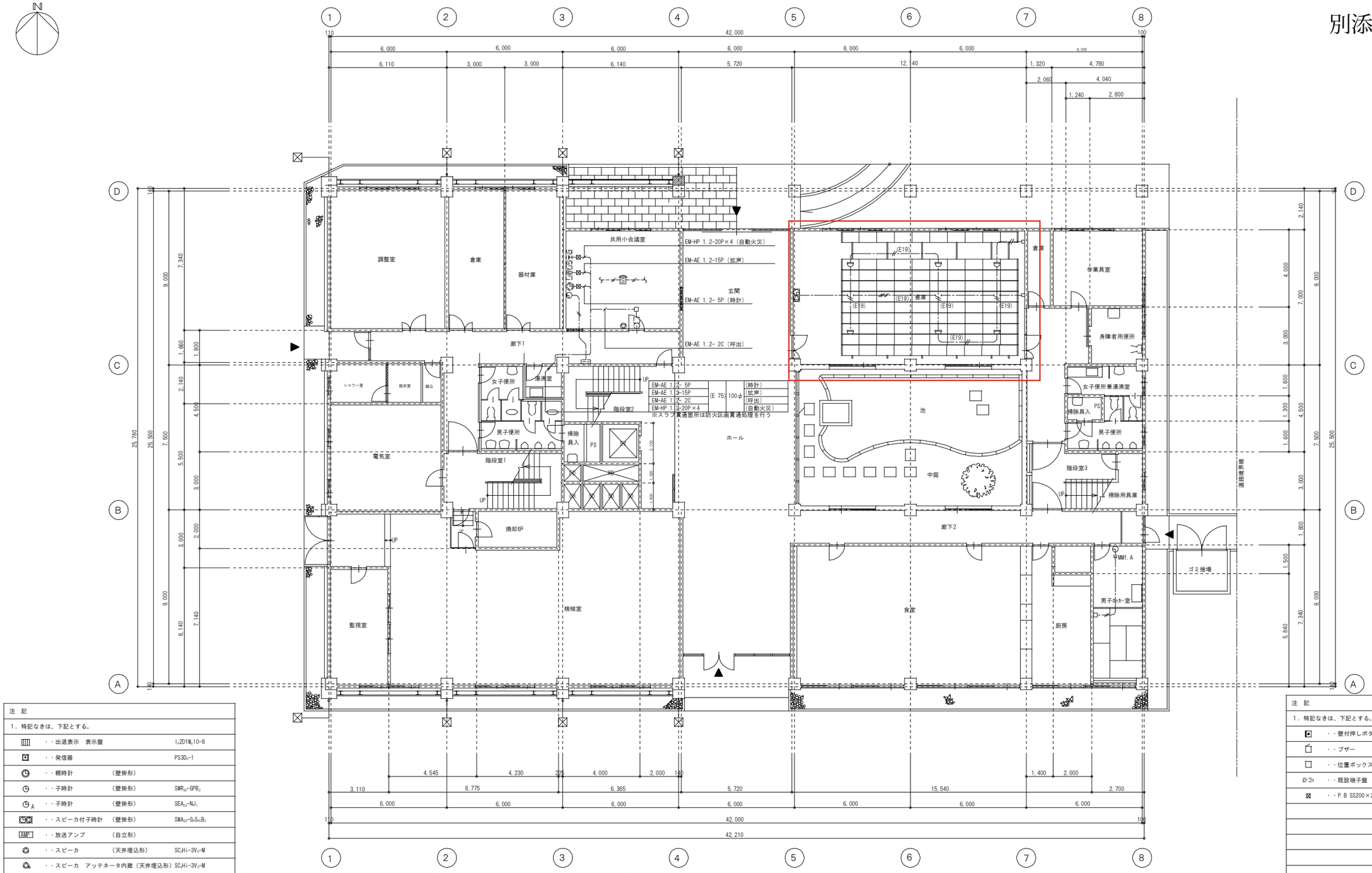
⑰検査調書

⑱工事写真台帳（施工前、施工中、施工後及び使用する機器類）

⑲竣工図(完成図)

⑳マニュフェストの写し等（産廃施設への持ち込み時の写真を含む）

別添 1



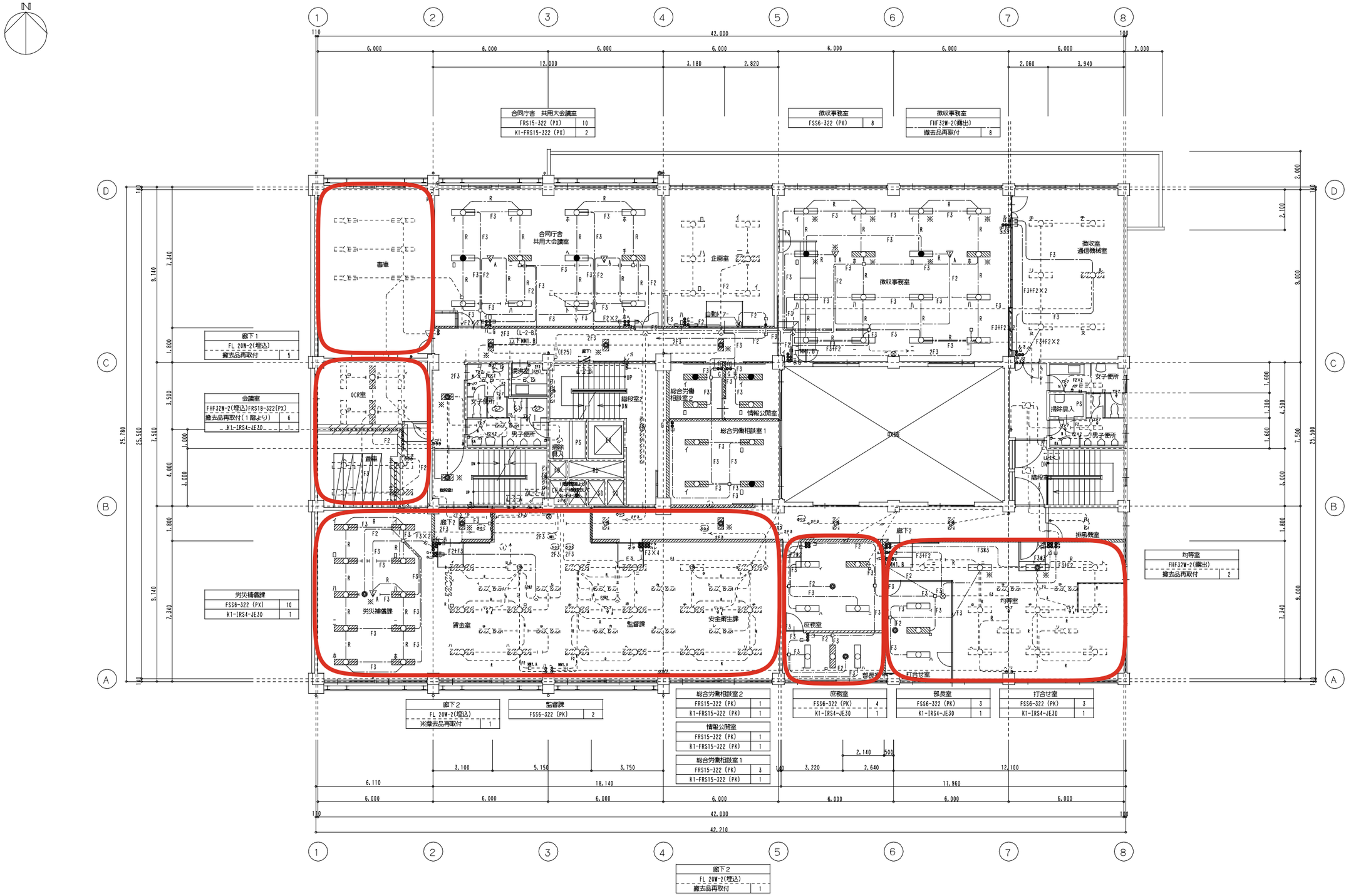
注　記		
1．特記なきは、下記とする。		
・・出退表示　表示盤		$I_2$2D1W$_4$10-8
・・発信器		PS3D$_0$-1
・・親時計	（壁掛形）	
・・子時計	（壁掛形）	SWR$_{60}$-GPB$_2$
・・子時計	（壁掛形）	SEA$_{32}$-NJ$_1$
・・スピーカ付子時計	（壁掛形）	SWA$_{32}$-G$_5$S$_{75}$B$_2$
・・放送アンプ	（自立形）	
・・スピーカ	（天井埋込形）	SC$_2$H$_1$-3V$_F$-M
・・スピーカ　アッテネータ内蔵	（天井埋込形）	SC$_2$H$_1$-3V$_F$-M
・・スピーカ	（壁掛形）	SW$_2$H$_1$-3V$_3$
・・アッテネータ		V-3S
・・トイレ呼出ベル		
・・受信機P型1級30L＋15L	（自立形）	
・・差動式スポット型感知器　2種	（露出形）	
・・光電式　煙感知器　2種	（露出形）	
・・光電式　煙感知器　2種	（埋込形）	

2．特記なき配線は、下記とする。			
・・EM-AE 1.2-2C	ころがし配線	・・立上げ MM1.A保護	露出
・・EM-AE 1.2-3C	ころがし配線	・・立上げ MM1.B保護	露出
・・EM-AE 1.2-4C	ころがし配線	・・立上げ（PF管）保護	
・・EM-AE 1.2-2C×3C	ころがし配線	波線　・・既設配線を示す	
・・EM-AE 1.2-2C (E19)	露出配管		
・・EM-FCPEE-S 1.2-1P	二重床ころがし配線		

本館　改設　1階　情報表示（電気時計）・拡声・火災報知設備配線図　　S=1：100

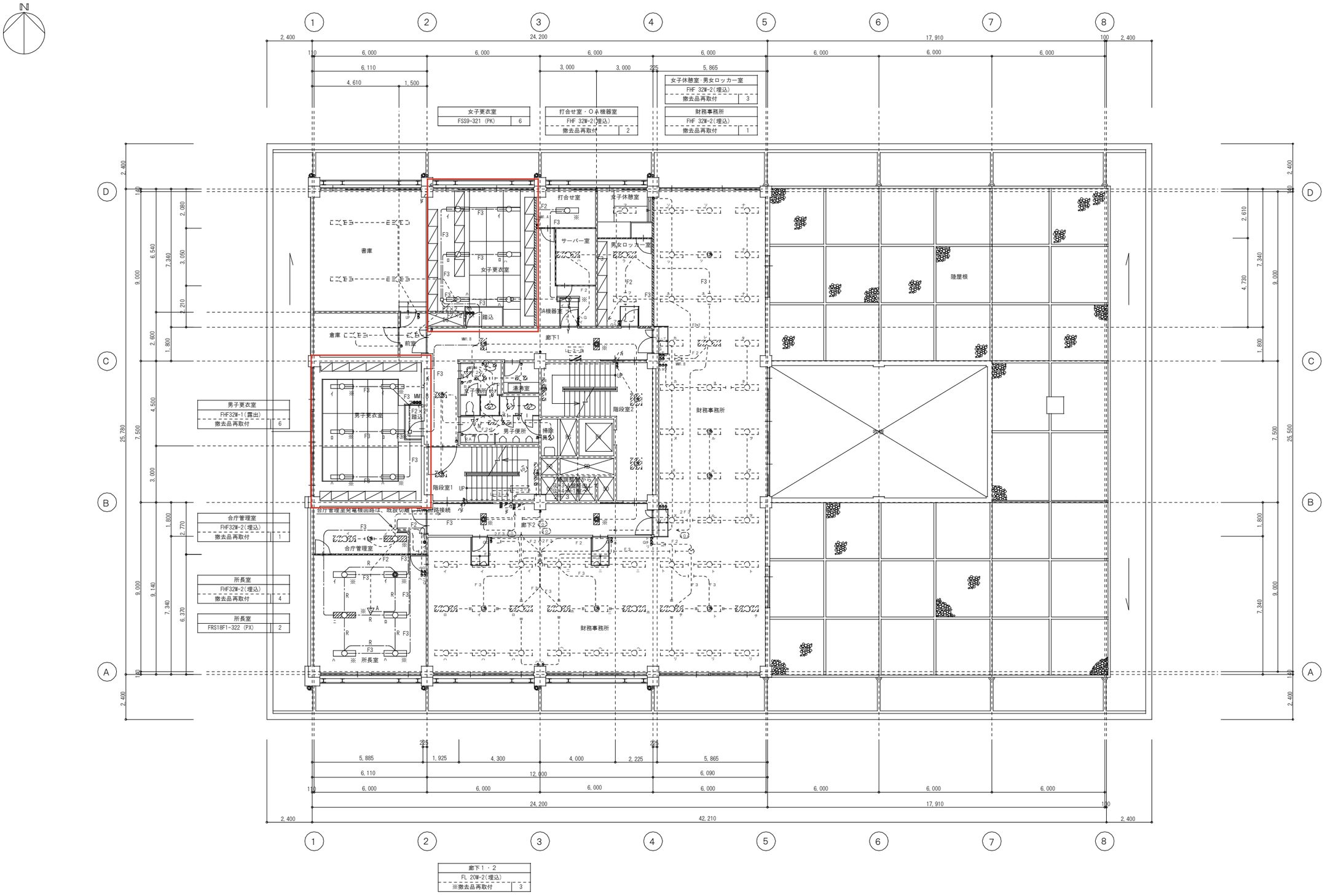
注　記	
1．特記なきは、下記とする。	
・・壁付押しボタン	
・・ブザー	
・・位置ボックス	
・・既設端子盤	
・・P.B SS200×200×200C	
※　・・撤去品再取付	
波線　・・既設品を示す	

施設名称	宮崎合同庁舎(22)建築改修その他工事			
図面名称	本館　改設　1階 情報表示（電気時計）・拡声・火災報知設備配線図			S=1/100
調製	機関名	九州地方整備局営繕部鹿児島営繕事務所	図面番号	E－19
	年月日	主任監督員　諏訪薗　博之　　完成22年12月15日		



本館 改設 2階 電灯設備配線図 S=1:100

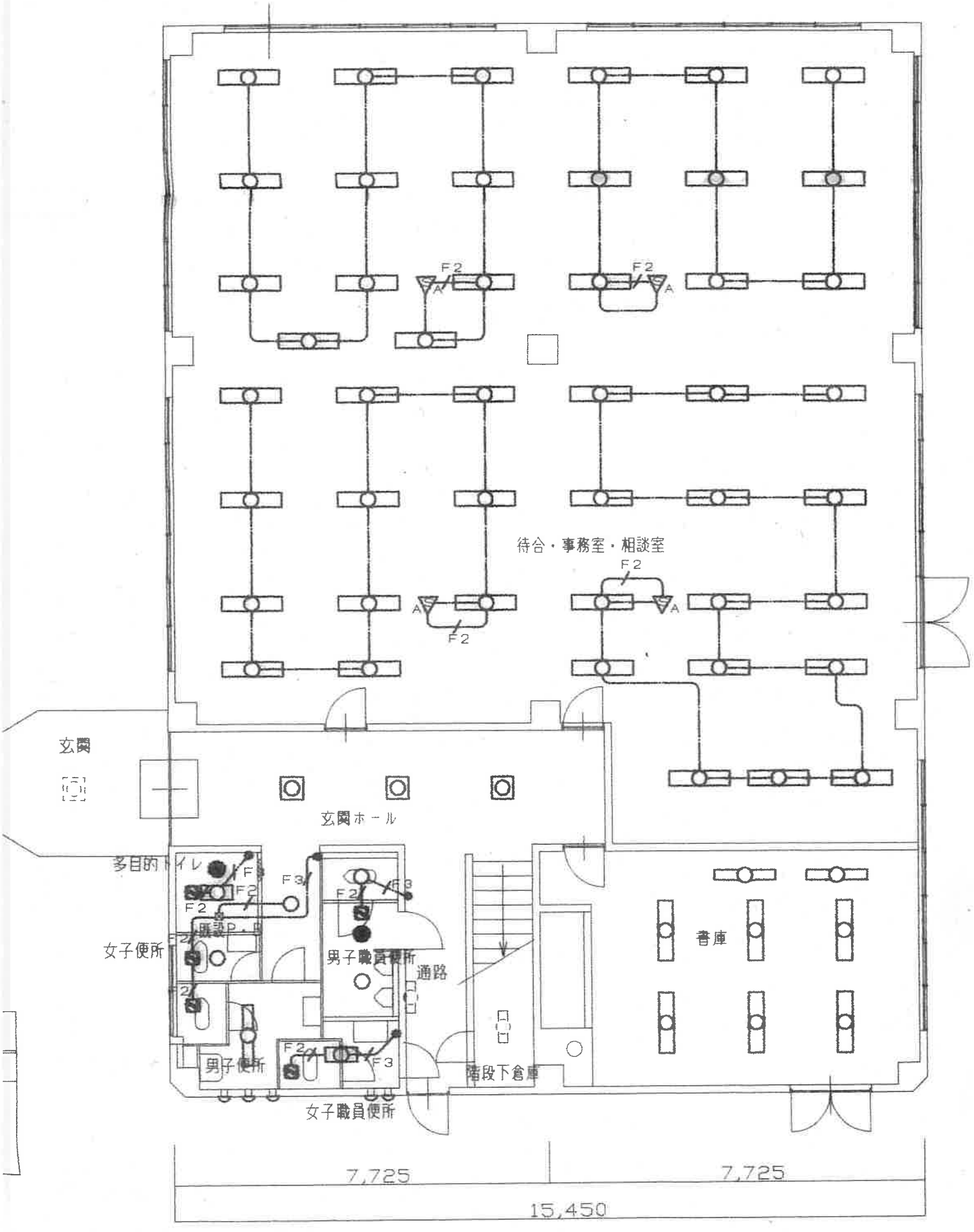
施設名称	宮崎合同庁舎(22)建築改修その他工事		
図面名称	本館 改設 2階 電灯設備配線図		S=1/100
調製 機関名	九州地方整備局営繕部鹿児島営繕事務所	図面番号	E−10
調製 年月日	主任監督員 諏訪薗 博之 完成22年12月15日		



本館　改設　３階　電灯設備配線図　　S=1：100

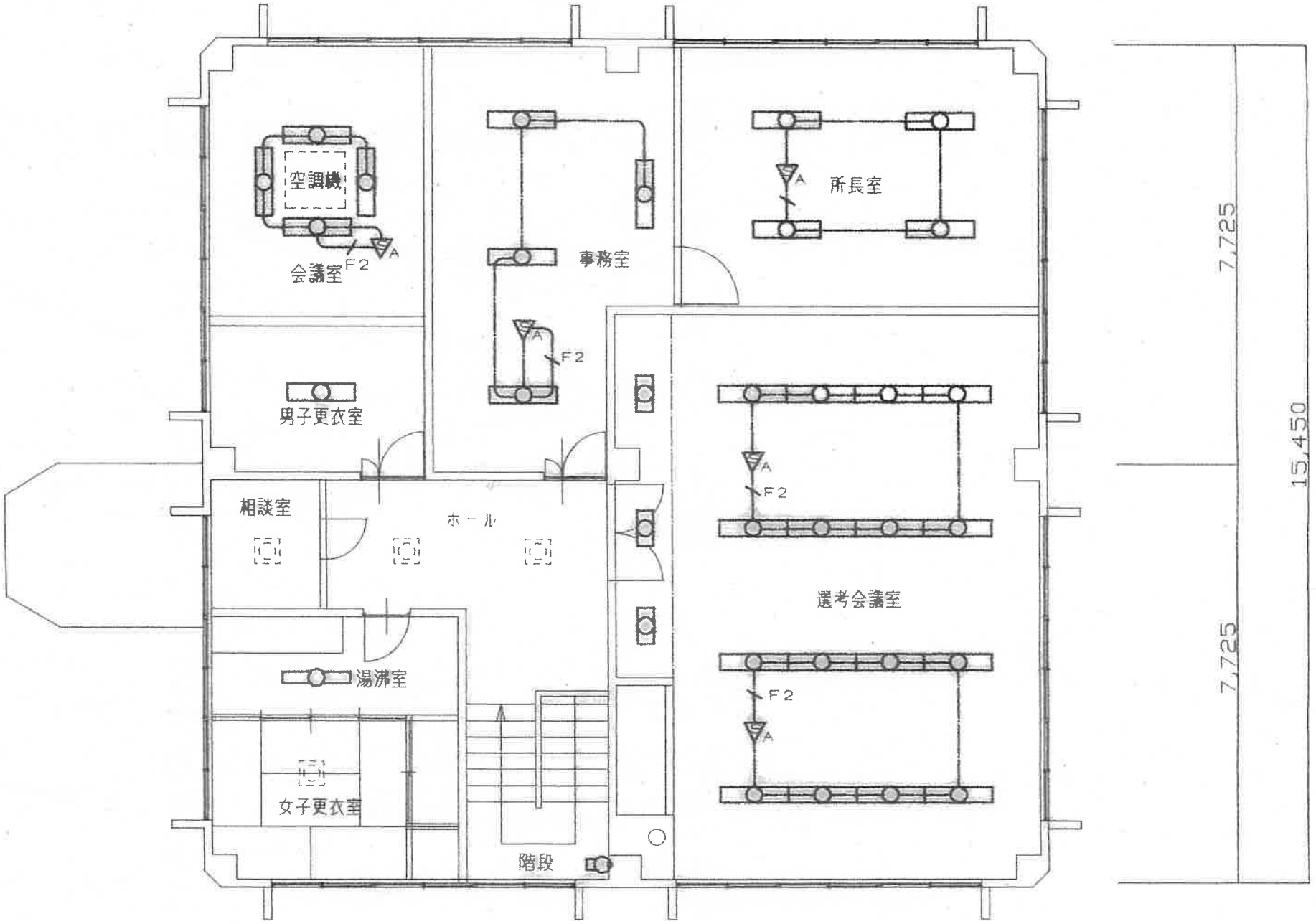
施設名称	宮崎合同庁舎(22)建築改修その他工事		
図面名称	本館　改設　3階　電灯設備配線図		S=1/100
調製 機関名	九州地方整備局営繕部鹿児島営繕事務所	図面番号	E－11
調製 年月日	主任監督員　諏訪薗　博之　　完成22年12月15日		

別添２



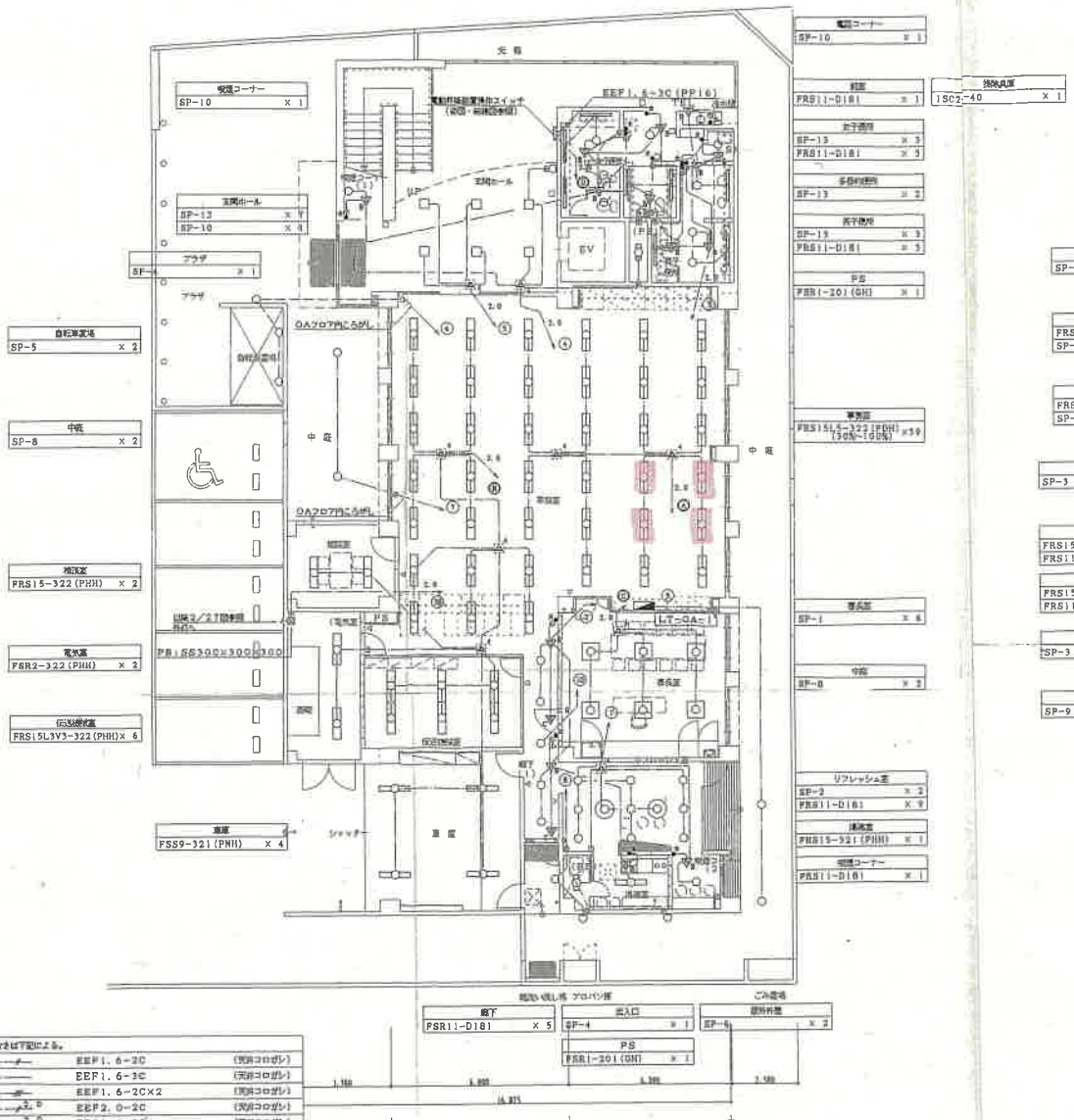
庁舎　改設　1階電灯設備配線図　S：1／100

庁舎　改設　2階電灯設備配線図　S：1／100

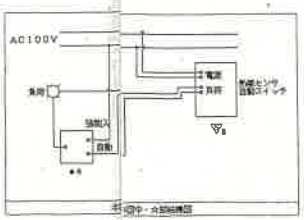


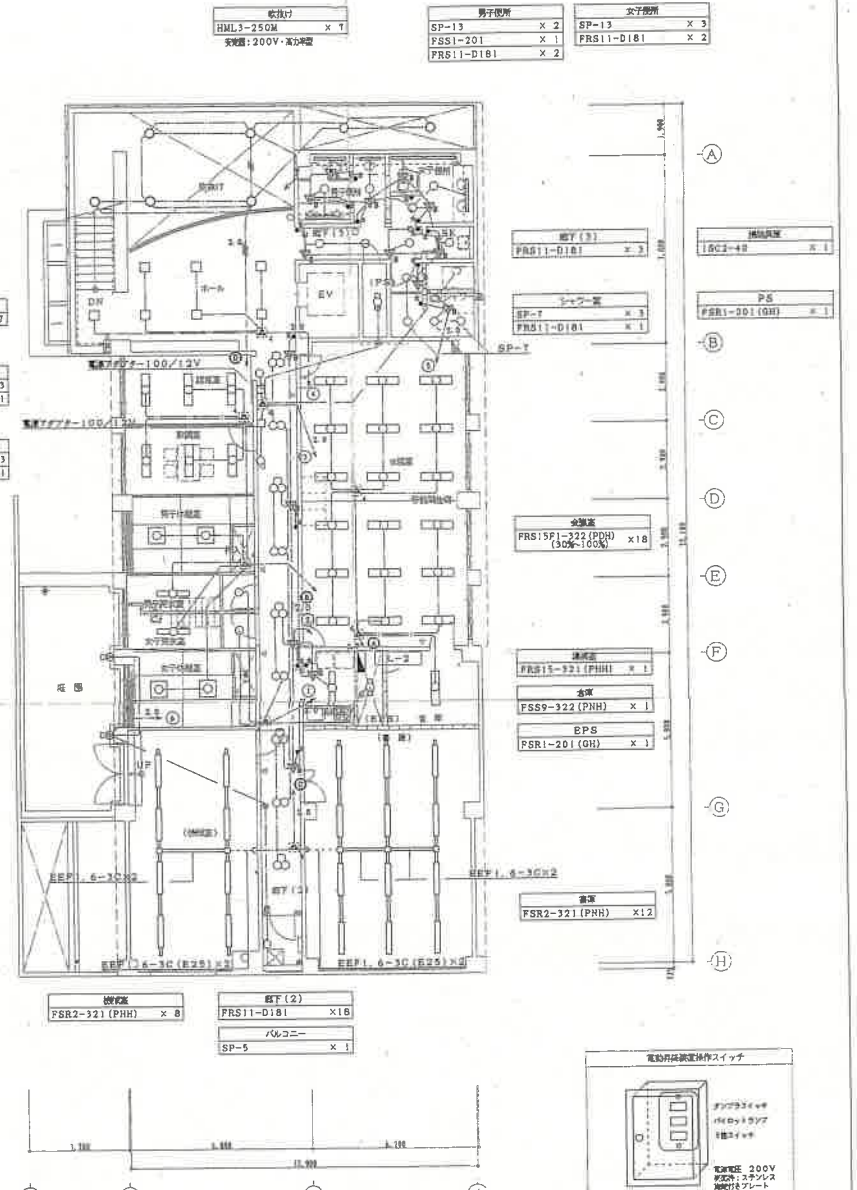
所　長
FSL1-322

選考会
FSL1-322
SP-5



庁舎1階 電灯設備（照明）配線図 S=1:100





庁舎2階 電灯設備（照明）配線図 S=1:100

凡例

1. 特記なきは下記による。

———	EEF1.6-2C	(天井コロがし)
———	EEF1.6-3C	(天井コロがし)
———	EEF1.6-2C×2	(天井コロがし)
———	EEF2.0-2C	(天井コロがし)
———	EEF2.0-3C	(天井コロがし)
———	EEF2.0-2C×2	(天井コロがし)
———	EEF2.0-3C×2	(天井コロがし)
———	EEF2.0-2C	(PEF30)
- - - - -	EEF1.6-3C	(E19)
- - - - -	EEF1.6-2C×2	(E25)
- - - - -	EEF1.6-3C+3C	(E25)
□———	EEF1.6-3C(3種金属製ﾓｰﾙ50×40)	

	：天井取付型熱線センサ自動スイッチ
	相当AC100V2A
	：同上平面DC12V
	：T/Uユニット4回路用（天井内設付）
	：熱線センサ連動スイッチ（手動式：強制入，自動，切）3路切換え式
	：引掛回（右回）予備

日南労基電気設備工事		
庁舎1・2階 電灯設備（照明）配線図	S:1/100	6/27
九州地方建設局営繕部 平成12年 12月		

工事請負契約書（案）

1　工　　事　　名　　宮崎労働局労働基準部ほか２庁舎 LED 化工事

2　工　事　場　所　　宮崎労働局（宮崎市橘通東３丁目 1-22）
小林公共職業安定所（小林市細野 367-5）
日南労働基準監督署（日南市戸高１－３-17）

3　工　事　期　限　　契約成立日から令和９年３月末日まで

4　請　負　代　金　額　　金〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇〇,〇〇〇円）

5　契　約　保　証　金　　免除

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し､信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年 11 月●日

発注者　　住所　宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号　宮崎合同庁舎 5 階

氏名　支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長　小森 康正　　㊞

請負者　　住所　〇〇〇〇〇〇

氏名　〇〇〇〇〇〇

代表取締役　〇〇〇〇〇〇

（総　則）

第1条　発注者及び請負者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（仕様書、図面、現場説明書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

4　請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6　この契約の履行に関して発注者・請負者間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して発注者・請負者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（関連工事の調整）

第2条　発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注する他の請負工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条　請負者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2　工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第4条　請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　請負者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 12 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第5条　請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請人の通知）

第6条　発注者は、請負者に対して、下請人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第7条　請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第8条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾または協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3　発注者は、監督職員を置き、この契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

4　第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第9条　請負者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　(A) 専任の主任技術者

　　(B) 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者

三　専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

3　請負者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4　現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第10条　請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第11条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは管理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　請負者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4　請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第12条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　請負者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3　監督職員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4　請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　請負者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第13条　請負者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　請負者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　請負者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく請負者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、請負者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
6　第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。

（工事用地の確保等）
第14条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を請負者が工事の施工上必要とする日(設計)図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
2　請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4　前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5　第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）
第15条　請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責に帰するべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
2　監督職員は、請負者が第12条第2項又は第13条1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
3　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
4　前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は請負者の負担とする。

（条件変更等）
第16条　請負者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること
三　設計図書の表示が明確でないこと
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）
第16条の2　請負者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求する事が出来る。ただし、当該疑義に係る工事が完成した場合、確認を求めることが出来ないものとする。
2　前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する請負者が入札時に提出した工事内訳書における当該数量とが同一であると確認出来た場合にのみ行う事ができるものとする。
3　監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
4　前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、請負者と協議して、これを行わなければならない。
5　前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第24条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

（設計図書の変更）
第17条　発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更に係る請負者の提案）
第17条の2　請負者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
2　発注者は、前項の規定に基づく発注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを請負者に通知しなければならない。
3　発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

（工事の中止）
第18条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一

部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（請負者の請求による工期の延長）

第19条　請負者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第20条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

2　発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3　発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第21条　工期の変更については、発注者請負者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聞いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。）

（請負代金額の変更方法等）

第22条　請負代金額の変更については、発注者請負者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約書の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者請負者協議して定める。

（臨機の措置）

第23条　請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　請負者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第24条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 26 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 41 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第25条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 41 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。

3　前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者請負者協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第26条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者請負者双方の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じたときは、民法第 536 条の規定による。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第27条　発注者は、第 7 条、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 23 条から第 24 条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者請負者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、

請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第28条　請負者は、工事を完成したときは、工事完了届を発注者に提出しなければならい。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

4　発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、請負者が工事目的の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、請負者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、請負者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　請負者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前 5 項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第29条　請負者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4　第 2 項の規定により支払われるべき請負代金について、発注者の責に帰すべき事由により支払遅延があった場合には、その翌日から起算して支払が完了するまでの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」において算定される額（百円未満切り捨て）を遅延利息として請負者に支払うものとする。

（部分使用）

第30条　発注者は、第 28 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を請負者に承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第31条　請負者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内

の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3　請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

4　請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、請負者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

5　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、請負者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、請負者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6　発注者は、請負者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第32条　発注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　発注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　請負者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第33条　請負者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第34条　請負者は、発注者が第 31 条において準用される第 29 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により請負者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼし

たときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約の目的物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第35条　発注者は、完成検査に合格した契約の目的物を受領した後において、当該目的物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨の請負者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、請負者はこれに応じなければならない。ただし、発注者が請負者に対して第 2 号の請求を行う場合には、相当期間を定めた履行の催告を行う必要はないものとする。

一　発注者の選択に従い、発注者の指定した期限内に請負者の責任と費用負担により、契約の内容に適合した履行を行うこと。

二　直ちに代金の減額を行うこと。

2　発注者は前項の通知を行った場合には、前項各号の請求に加え、請負者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第36条　請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を請負者に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3　発注者の責に帰すべき事由により、第 36 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 36 条の 2　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴　金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

五　前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

2　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（談合等不正行為があった場合の解除の特則）
第 36 条の 3　発注者は請負者が前条第 1 項各号の各規定に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができるものとする。

（発注者の解除権）
第37条　発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
二　その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
三　第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
四　前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
五　第 39 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
六　請負者（発注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ホ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ヘ　請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。
七　請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号一に該当する行為をしたと認められるとき
イ　暴力的な要求行為
ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為
ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
ニ　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
ホ　その他各号に準ずる行為

（属性要件及び行為要件に基づく契約解除における特則）
第 37 条の 2　発注者は請負者が前条第六号の各規定又は同条第七号の各規定に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができるものとする。

（表明確約）
第 37 条の 3　　請負者は第 37 条第六号または第七号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）
第 37 条の 4　　請負者は契約後に下請人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

（下請契約等に関する契約解除の特則）
第 37 条の 5　発注者は請負者が下記のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
一　請負者の下請人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請人等との契約を承認したとき。
二　正当な理由がなく前項の規定に反して当該下請人等との契約を解除せず、若しくは下請人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。

（契約解除に基づく違約金）
第 37 条の 6　次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　前条の規定によりこの契約が解除された場合
二　請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合。
2　　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
一　請負者について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
二　請負者について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された破産管財人
三　請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 14 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（契約解除に基づく損害賠償）
第 37 条の 7　第 36 条の３、第 37 条の２及び第 37 条の５により本契約を解除した場合において、請負者に生じた損害について、発注者は賠償する必要がないものとする。
ただし、請負者は発注者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（発注者の任意解除権）
第38条　発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
2　　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（請負者の解除権）
第39条　請負者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一　　第 17 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少

したとき。

二　第18条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2　請負者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第40条　発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3　請負者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4　請負者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　請負者は、契約が解除された場合において、工事用地当に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6　前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7　第3項前段及び第4項前段に規定する請負者の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第37条又は第37条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第41条　請負者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2　請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わ

るものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3　請負者は工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第42条　請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、この支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第43条　本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、発注者請負者協議のうえ解決するものとする。

2　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第44条　請負者は、請負者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告すること。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第45条　発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、請負者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　請負者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二　請負者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

三　請負者が、請負者又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第46条　第 47 条の規定により発注者が契約を解除した場合、請負者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2　請負者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第47条　請負者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、請負者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（存続条項）

第48条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 1 条第 4 項、第 36 条、第 36 条の 2、第 37 条、第 37 条の 3、第 37 条の 6、第 37 条の 7、第 43 条、第 46 条、第 48 条及び本条は、なお有効に存続するものとする。

工　事　仕　様　書

1　工事名称　　宮崎労働局労働基準部ほか2庁舎LED化工事

2　工事場所　　（１）宮崎労働局（宮崎市橘通東３丁目1-22）

（２）小林公共職業安定所（小林市細野367-5）

（３）日南労働基準監督署（日南市戸高１－３-17）

3　工事期間　　契約成立日から令和９年３月末日まで（可能な限り早く）

4　工事内容　　（１）宮崎労働局労働基準部における照明をLED化する工事　　一式

（２）小林公共職業安定所の照明をLED化する工事　　一式

（３）日南労働基準監督署の照明をLED化する工事　　一式

（４）上記に付帯する工事　　一式

5　一般事項

(1)　入札書提出前に必ず下見、測量等を行ったうえで、工事費の積算をすること。

なお、上記の工事費のほか、工事に伴う資材、処分費用等のすべての費用を見積に含めること。

(2)　工事での発生材は受注者側の責任及び費用負担で適切な方法で廃棄処分を行うこと。

(3)　原則、電気、水道使用料等の費用について当局が負担することとするが、大量に使用する場合は、別途協議して決定する。

(4)　騒音を発する工事など閉庁日に行うべき工事がある場合には、事前に日程調整等を行うため、宮崎労働局総務部総務課会計第二係（担当者：藤原）と協議を行うこと。

(5)　工事施工前に「工程表」及び「工事施工内容がわかる書類及び図面」を提出すること。

(6)　工事施工の前、途中、施工後の写真撮影を行い、工事完了後は工事完成届、竣工図（完成図）等を提出すること。（マニュフェストの写し等、産廃施設への持ち込み時の写真を含む。）

(7)　上記以外のことについては、原則、現地担当者と協議をすること。

6　工事に係る仕様

(1)　照明のLED化にあたり、特定のメーカーが製造する製品等は指定しないが、公共施設の事務室にふさわしい外観となるものとする。

(2)　取り替えにより不要となったものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理すること。

(3)　各庁舎における照明配線図は別添参照（別添１は宮崎労働局、別添２は小林公共職業安定所、別添３

は日南労働基準監督署)。

なお、日南労働基準監督署１階における一部照明（４箇所）については、令和３年 11 月に蛍光灯の故障により、既に LED 化が済んでいる（別添３の桃色の箇所)。

7　請負業務について

(1)　請負によって生ずる権利及び義務は、第三者に譲渡又は継承してはならない。

(2)　請負業務に関する秘密は漏らしてはならない。

(3)　本仕様書等に記載された事項を履行しないときは、契約解除又は損害賠償等の責を受けても異議申立はできない。

(4)　請負業務が終了したときは、当局の指定する検査職員の検査を受け、その検査に合格した時をもって完了とする。

(5)　請負業務が完了するまで善良な管理者としての注意をもって作業に当たると共に、当該物件の維持保全に努めなければならない。

なお、本作業中に、当局又は第三者に及ぼした損害については、請負業者において、一切の責任をもって処理することとし、当局に対してその費用を請求することはできない。

8　その他

(1)　請負業務に当たって疑義が生じた場合には、当局職員又は監督職員の指示を受けること。

(2)　検査の時期は、当局が工事完了の通知を受理した日から 10 日以内とする。

(3)　工事仕様書等に定めのない事項については、必要に応じ協議すること。

(4)　工事の施行に当たっては、安全衛生法令等の関係法法令を遵守し、安全対策を徹底すること。

(5)　着工から工事目的引き渡しまでの間（完成から７日間まで）火災保険に加入すること。

(6)　下請を行う際には、下請人からも下記９の提出書類の②～⑥及び⑬を提出させること。

9　提出書類

［入札関係受領書提出時］

①入札関係書類受領書

②労働保険料納入証明書

※資格審査結果通知書に記載されている事業場所所在地を管轄する労働局又は労働基準監督署で　証明を受けること。なお、労働保険料納入証明書は各労働局により名称及び様式が異なるので、管轄する労働局又は労働基準監督署に確認をすること。

③社会保険料納入証明書

※申請書は日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）より取得可能。

※上記２つの納入証明書については入札書提出期限の直近２年間分の領収書でも可。

④誓約書

⑤役員一覧（法人のみ）

⑥自己申告書

⑦電子入札案件の紙入札方式での参加様式（紙入札業者のみ）

⑧委任状（紙入札業者のみ）

［入札時］

⑨入札書

⑩工事費内訳書

［契約締結時］

⑪電子契約案件の紙契約方式での締結について（紙契約業者のみ）

⑫工事請負契約書

⑬法令遵守に係る申出書

⑭工程表を含む施工計画書

⑮火災保険加入証書、工事完成を保証する制度加入の写し

［業務完了時］

⑯工事完了届

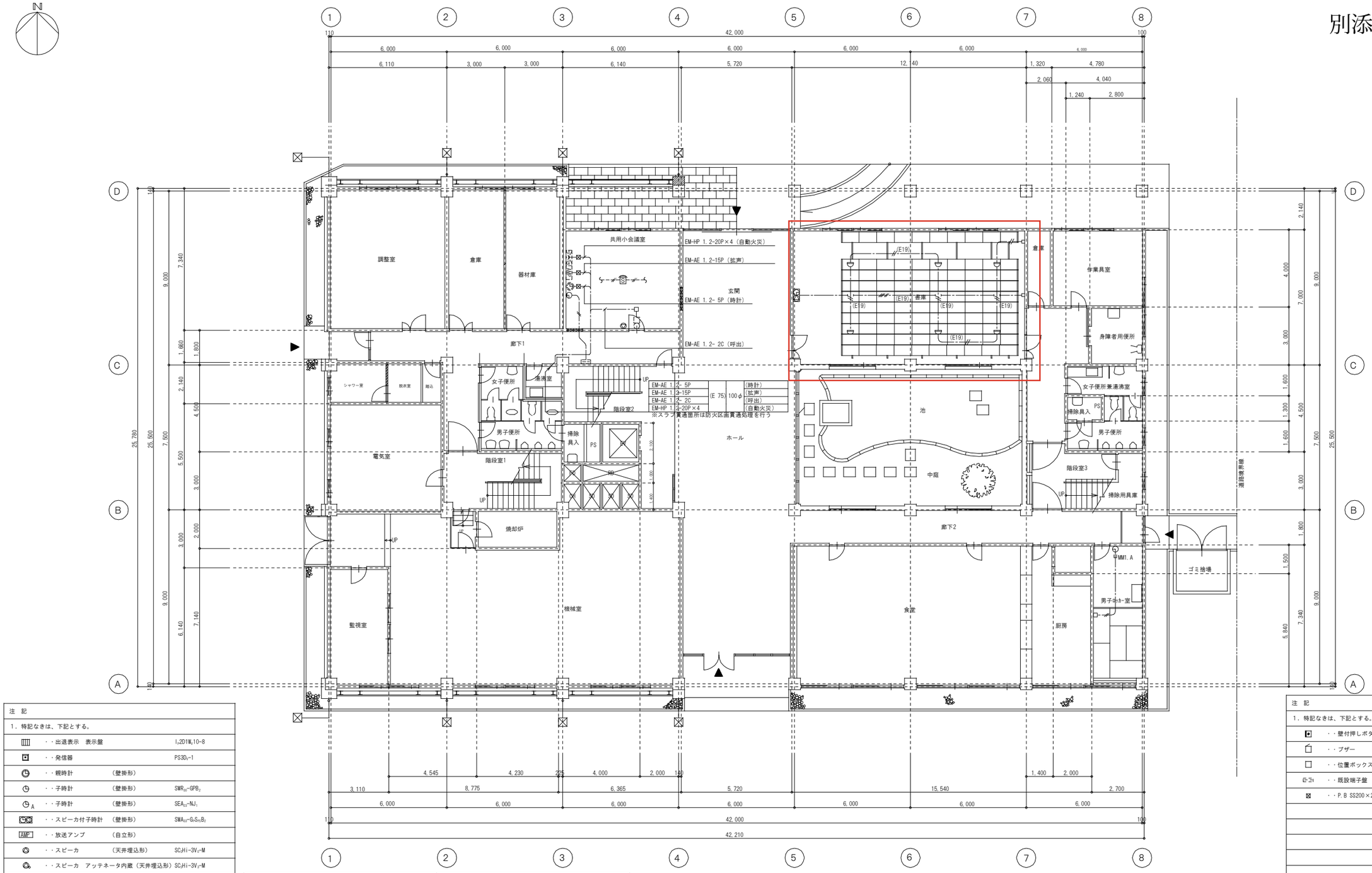
⑰検査調書

⑱工事写真台帳（施工前、施工中、施工後及び使用する機器類）

⑲竣工図(完成図)

⑳マニュフェストの写し等（産廃施設への持ち込み時の写真を含む）

別添 1



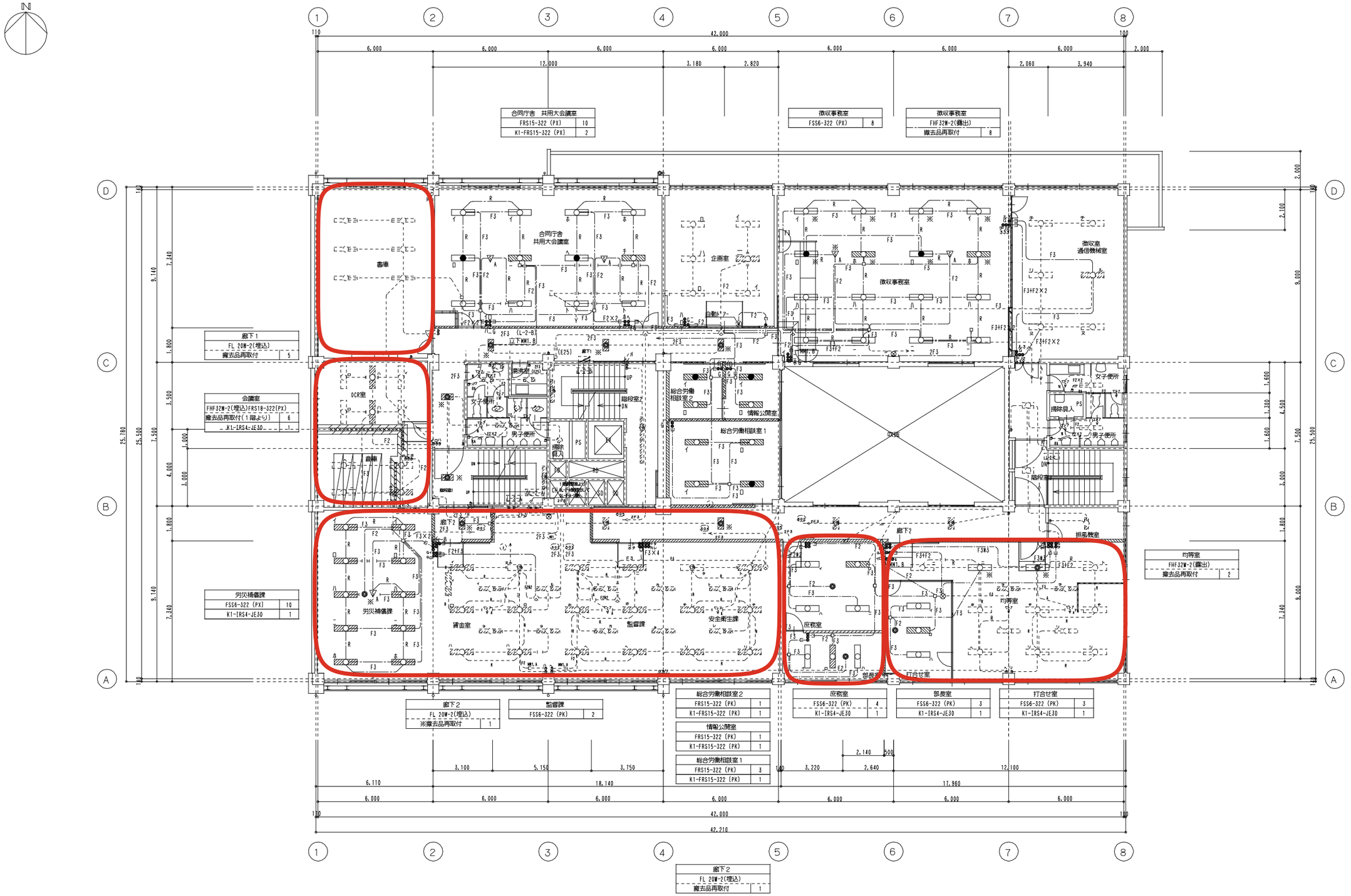
注　記		
1．特記なきは、下記とする。		
・・出退表示　表示盤		$I_2$2D1W$_4$10-8
・・発信器		PS3D$_0$-1
・・親時計	（壁掛形）	
・・子時計	（壁掛形）	SWR$_{60}$-GPB$_2$
・・子時計	（壁掛形）	SEA$_{32}$-NJ$_1$
・・スピーカ付子時計	（壁掛形）	SWA$_{32}$-G$_5$S$_{75}$B$_2$
・・放送アンプ	（自立形）	
・・スピーカ	（天井埋込形）	SC$_2$H$_1$-3V$_F$-M
・・スピーカ　アッテネータ内蔵	（天井埋込形）	SC$_2$H$_1$-3V$_F$-M
・・スピーカ	（壁掛形）	SW$_2$H$_1$-3V$_3$
・・アッテネータ		V-3S
・・トイレ呼出ベル		
・・受信機P型1級30L＋15L	（自立形）	
・・差動式スポット型感知器　2種	（露出形）	
・・光電式　煙感知器　2種	（露出形）	
・・光電式　煙感知器　2種	（埋込形）	

2．特記なき配線は、下記とする。			
・・EM-AE 1.2-2C	ころがし配線	・・立上げ MM1.A保護	露出
・・EM-AE 1.2-3C	ころがし配線	・・立上げ MM1.B保護	露出
・・EM-AE 1.2-4C	ころがし配線	・・立上げ（PF管）保護	
・・EM-AE 1.2-2C×3C	ころがし配線	波線　・・既設配線を示す	
・・EM-AE 1.2-2C (E19)	露出配管		
・・EM-FCPEE-S 1.2-1P	二重床ころがし配線		

本館　改設　1階　情報表示（電気時計）・拡声・火災報知設備配線図　　S=1：100

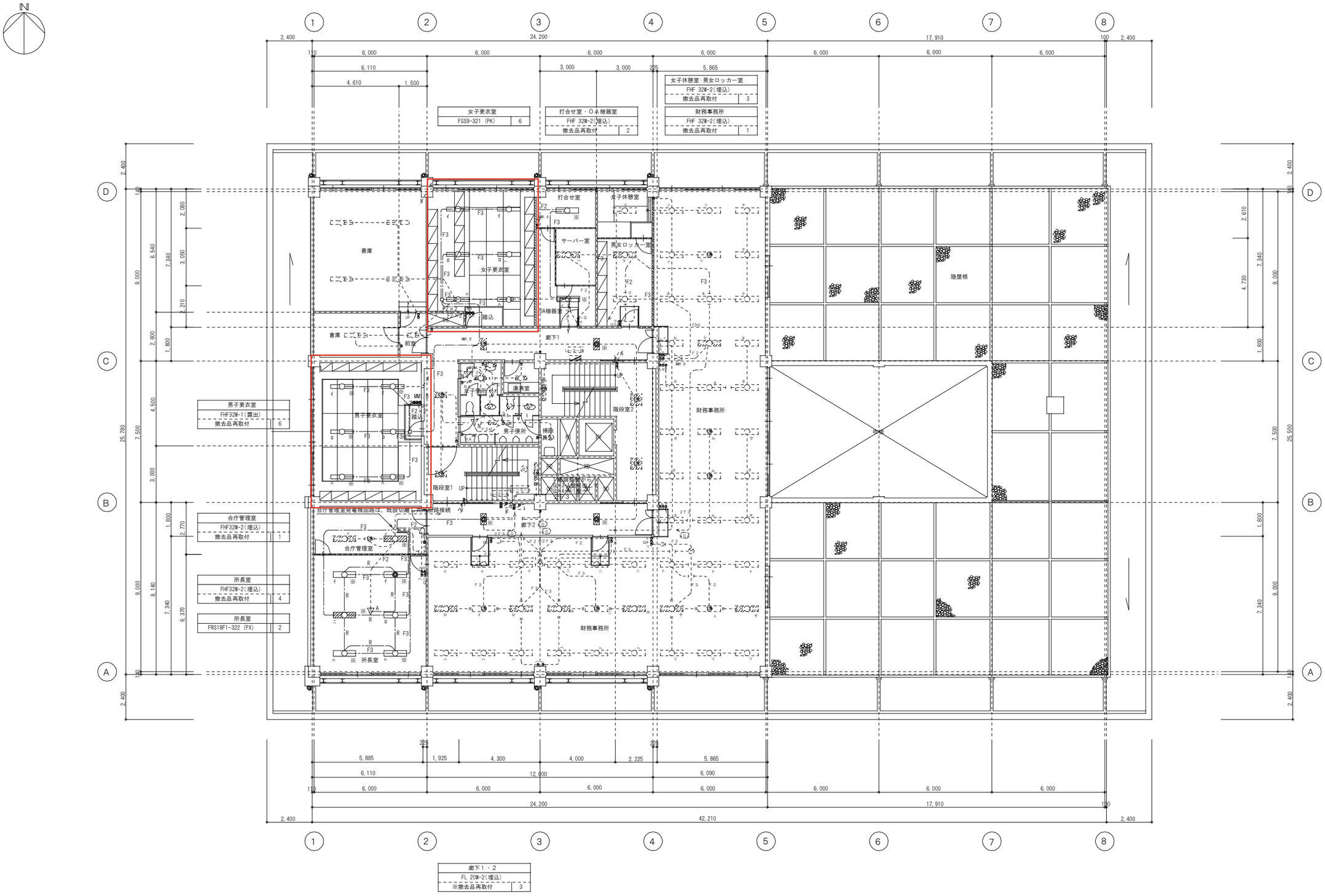
注　記	
1．特記なきは、下記とする。	
・・壁付押しボタン	
・・ブザー	
・・位置ボックス	
・・既設端子盤	
・・P.B SS200×200×200C	
※　・・撤去品再取付	
波線　・・既設品を示す	

施設名称	宮崎合同庁舎(22)建築改修その他工事			
図面名称	本館　改設　1階 情報表示（電気時計）・拡声・火災報知設備配線図			S=1/100
調製	機関名	九州地方整備局営繕部鹿児島営繕事務所	図面番号	E－19
	年月日	主任監督員　諏訪薗　博之　　完成22年12月15日		



本館 改設 2階 電灯設備配線図 S=1:100

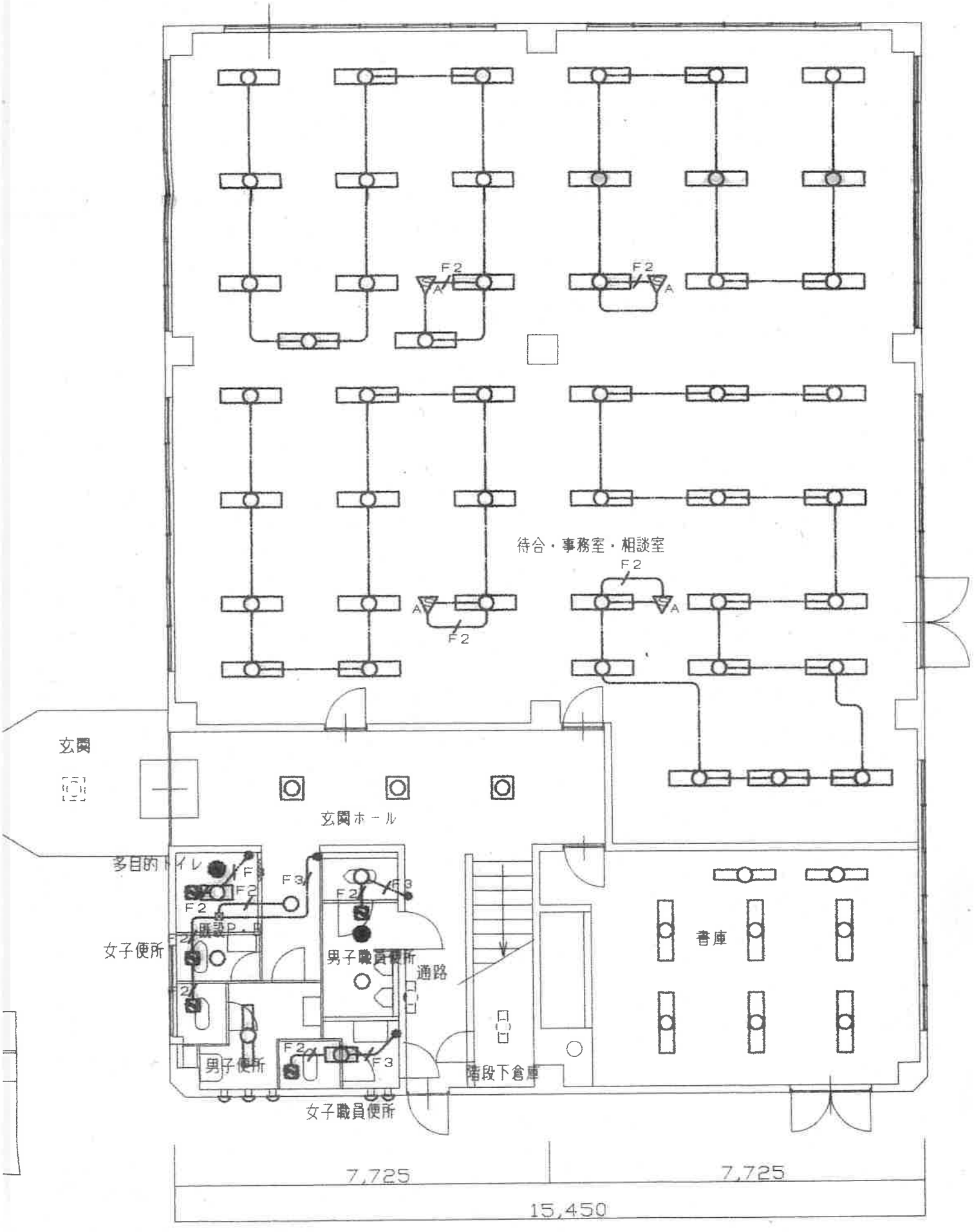
施設名称	宮崎合同庁舎(22)建築改修その他工事		
図面名称	本館 改設 2階 電灯設備配線図		S=1/100
調製 機関名	九州地方整備局営繕部鹿児島営繕事務所	図面番号	E−10
調製 年月日	主任監督員 諏訪薗 博之 完成22年12月15日		



本館　改設　３階　電灯設備配線図　　S=1：100

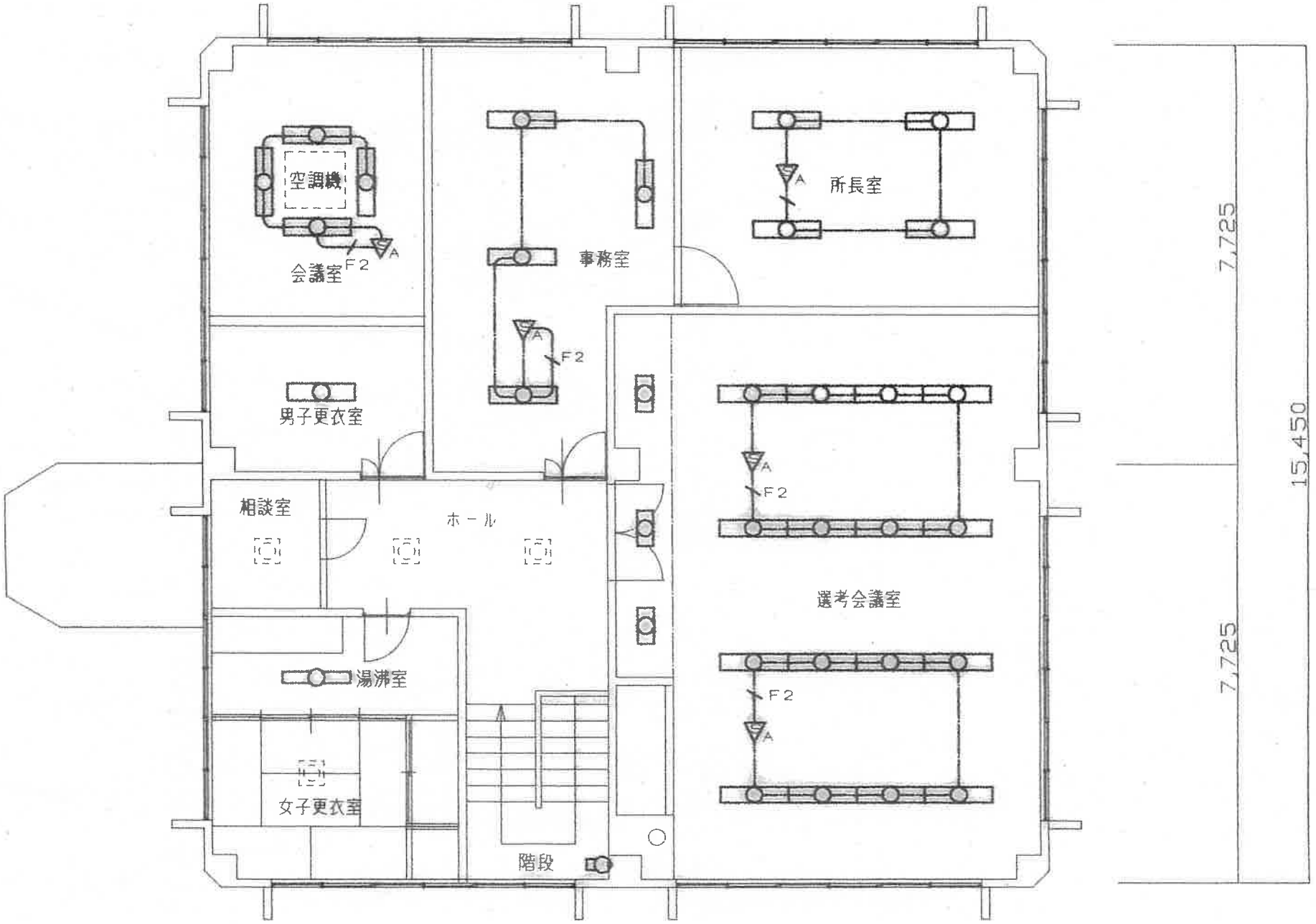
施設名称	宮崎合同庁舎(22)建築改修その他工事		
図面名称	本館　改設　3階　電灯設備配線図		S=1/100
調製 機関名	九州地方整備局営繕部鹿児島営繕事務所	図面番号	E－11
調製 年月日	主任監督員　諏訪薗　博之　　完成22年12月15日		

別添２



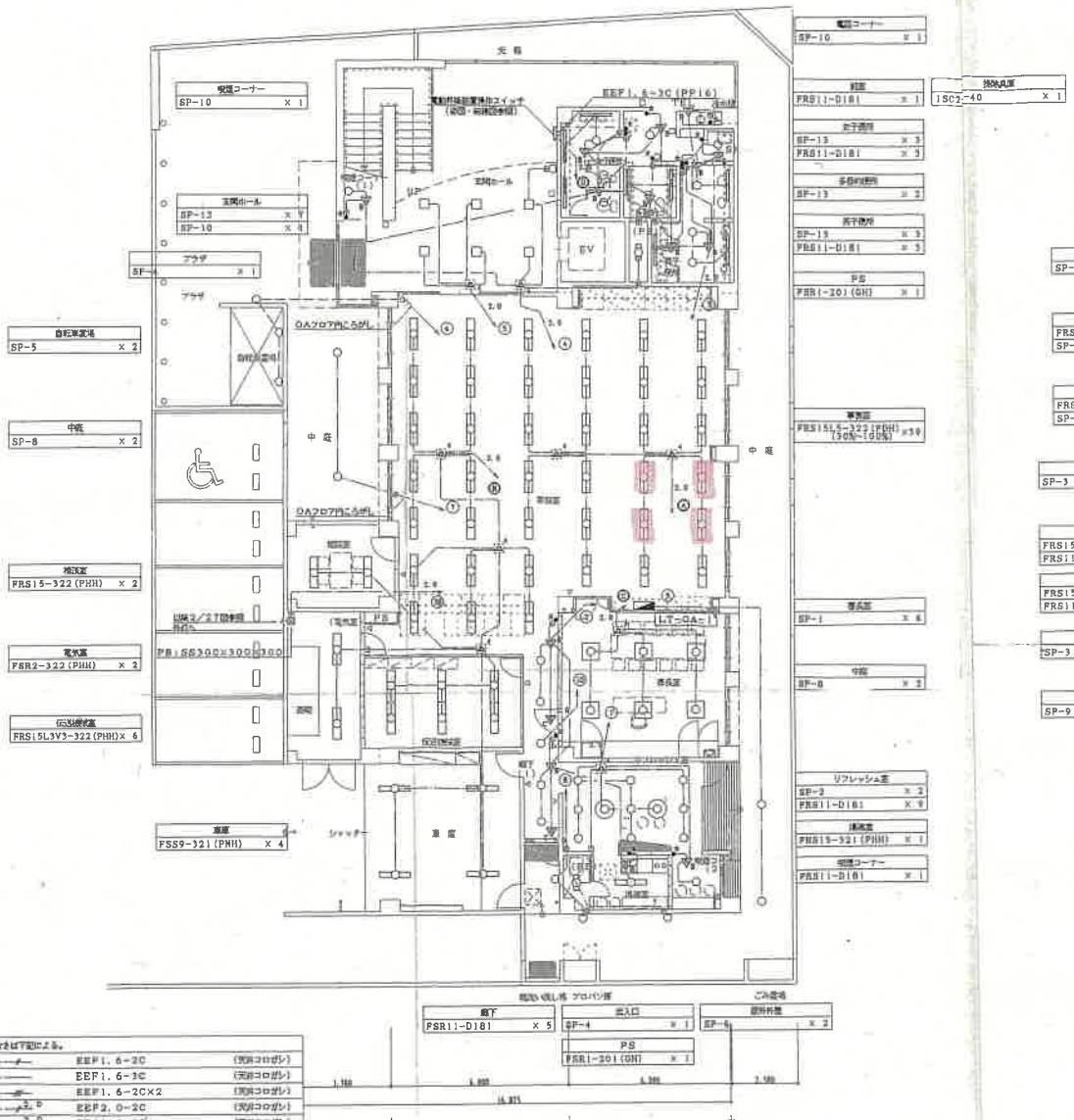
庁舎　改設　1階電灯設備配線図　S：1／100

庁舎　改設　2階電灯設備配線図　S：1／100

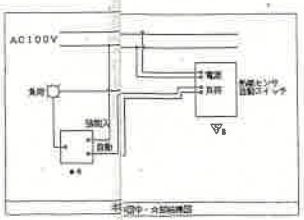


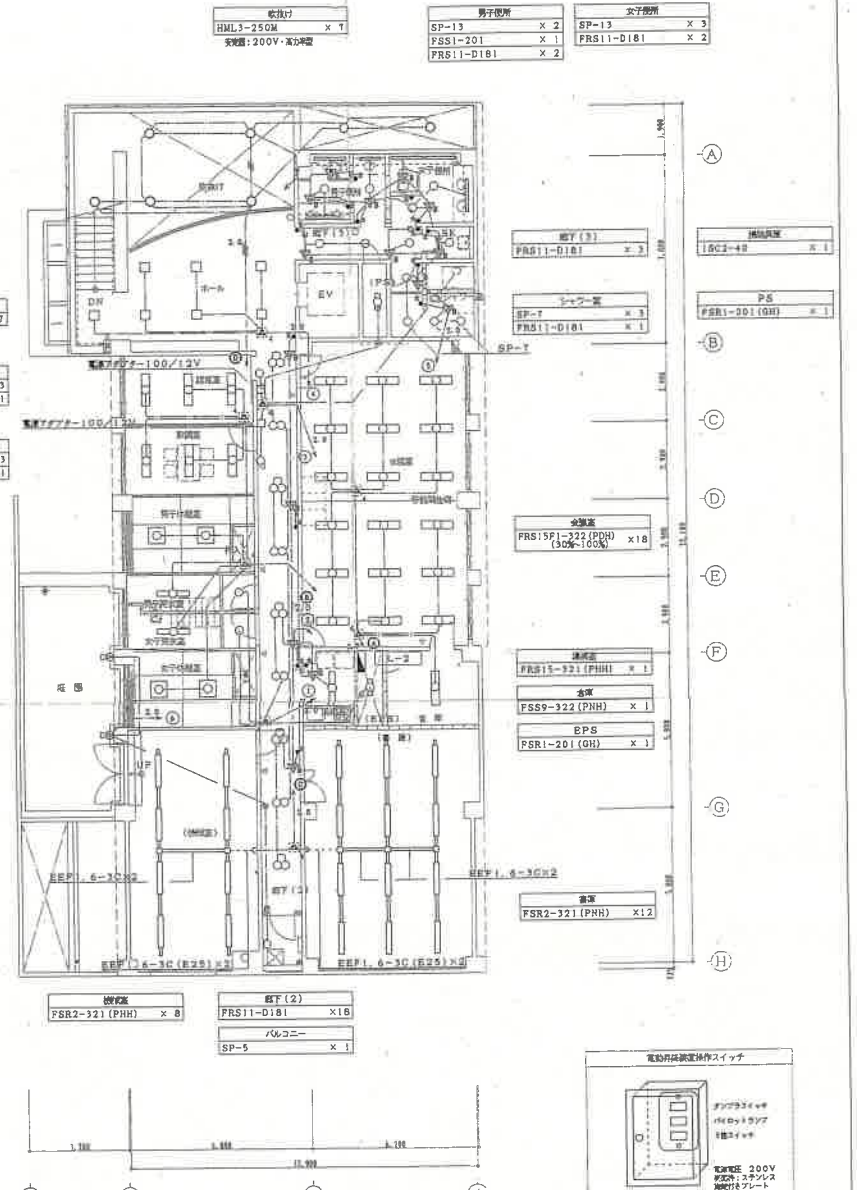
所　長
FSL1-322

選考会
FSL1-322
SP-5



庁舎1階 電灯設備（照明）配線図 S=1:100





庁舎2階 電灯設備（照明）配線図 S=1:100

凡例

1. 特記なきは下記による。

———	EEF1.6-2C	(天井コロがし)
———	EEF1.6-3C	(天井コロがし)
———	EEF1.6-2C×2	(天井コロがし)
———	EEF2.0-2C	(天井コロがし)
———	EEF2.0-3C	(天井コロがし)
———	EEF2.0-2C×2	(天井コロがし)
———	EEF2.0-3C×2	(天井コロがし)
———	EEF2.0-2C	(PEF30)
- - - - -	EEF1.6-3C	(E19)
- - - - -	EEF1.6-2C×2	(E25)
- - - - -	EEF1.6-3C+3C	(E25)
□———	EEF1.6-3C(3種金属製ﾓｰﾙ50×40)	

	：天井取付型熱線センサ自動スイッチ
	相当AC100V2A
	：同上平面DC12V
	：T/Uユニット4回路用（天井内設付）
	：熱線センサ連動スイッチ（手動式：強制入，自動，切）3路切換え式
	：引掛回（右回）予備

日南労基電気設備工事		
庁舎1・2階 電灯設備（照明）配線図	S:1/100	6/27
九州地方建設局営繕部 平成12年 12月		